

# 総務委員会

## (審議結果)

副市長定数条例の一部の改正、住民投票条例の制定は賛成者がなく否決、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定は賛成少数（2対3）により否決、その他2議案は全会一致で可決。

## (主な審議の状況)

### 副市長定数条例の一部の改正

山積する行政課題により一層的確、迅速に対応するため、副市长の定数を1名から2名に改正しようとするもの。具体的な課題は、病院経営、人事の労務管理、制度構築、土地開発公社や第三セクターの健全経営、地域との借地交渉、広域連携の取り組み、公民連携、学校再編、幼保民営化、事業仕分け等です。新たな副市長の選任方法は、公募を行いたいというものです。委員から、新たに選任される副市长にどのような業務を分担してもらうのか、命令系統に混乱を来さないか、対費用効果はあるのかとの意見がありました。これに対し、事務分担はその人

の適性を含めて総合判断で決めていく。対費用効果は東郷副市长の実績から考えて十分に効果を得られる。職務命令について法律の準則に従った取り扱い規定になつてあるため、同様の措置とすべく再度同じ内容を提案したことです。また、議案が目的としている派遣先は社会福祉協議会だけである。6月議会において社協として自助努力を進めていくよう、要請をしておいたので、その後の活動状況を確認しました。これに対し、検討委員会を設置して、社会協の事業の見直し、組織体制の強化、経営改善の検討を進めているのです。また、派遣期間については、条例上いつたんは3年で派遣期間を終了するが、再派遣することの是非についても検討を重ねていきたいとのことでした。

### 住民投票条例の制定

#### 市政運営上の重要事項について、市民の意見を直接聴取する常設型の住民投票制度を設けるとするもの。

他市においては市町村の合併や産業廃棄物にかかる問題等、地方公共団体を二分するような大きな重要な課題について、住民投票が7日間の期間で行われ、投票総数の3分

までの議会において指摘を受けているが、兵庫県や近隣市において、法律の準則に従つた取り扱い規定になつてあるため、同様の措置とすべく再度同じ内容を提案したことです。また、議案が目的としている派遣先は社会福祉協議会だけである。6月議会において社協として自助努力を進めていくよう、要請をしておいたので、その後の活動状況を確認しました。これに対し、検討委員会を設置して、社会協の事業の見直し、組織体制の強化、経営改善の検討を進めているのです。また、派遣期間については、条例上いつたんは3年で派遣期間を終了するが、再派遣することの是非についても検討を重ねていきたいとのことでした。

の業務改善が進んでいき、必要性がなくなれば、もとの1人制に戻したいというものでした。

職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定

公益法人等へ市職員を派遣することについて条例を制定しようとするもの。過去2回否決され、全く内容が変わっていないことについて、当局からは、い

の1以上の賛同が得られれば、投票結果を尊重しなければならないというものです。加西市では小学校の統廃合問題が大きな関心事になっていることから、本件を住民投票に付することの可否について確認しました。これに対し、2校を統合するような場合は、地域が限定をされるため対象とならないが、地域が限定されない統廃合計画なら可否ではないかとのことです。住民投票に付する事案については、関係部局で検討を加えて決定するとのことです。投票に関しては公職選挙法を初めて同施行令等の一般選挙に適用される規定の例によるという準用規定や適用規定になつてないために、戸別訪問についても禁止されていない内容で、公正な投票結果が得られるのかとの質問がありました。これに対し、市民から住民投票を要求される場合は、有権者の6分の1以上の署名が必要なことから、すでに署名を集め段階で戸別訪問がされていること、市民の間で活発な意見交換が行われることも大事なこと、公職選挙法を準用し強い



総務委員会 学校訪問